

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 開会宣告
- ・ 議題に入る前に皆さんに御相談がある。
- ・ 本日付けで港湾空港部から、特定利用空港・港湾について資料配付があった。
- ・ 本日の議題にこれを追加し調査したいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 本日の議題の順序だが、本日の議題中、1 調査事件(2)除雪計画の見直しについての調査が終了した後に、特定利用空港・港湾についてを調査するというので、よろしいか。（異議なし）
- ・ 本日の進め方だが、先ほど確認した議題3件について、それぞれ配付された資料の内容について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 異議がないのでそのように進める。

---

1 調査事件

- (1) 函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント(意見公募) 手続の実施について

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、10月18日付けで資料が配付されているので、説明を受けるため観光部の入室を求める。  
(観光部 入室)
- ・ それでは、資料の説明をお願いします。

**○観光部長（扇谷 圭一）**

- ・ お時間いただき感謝する。観光部のほうから函館市の宿泊税の考え方について御説明する。
- ・ 宿泊税についてはその導入に向けて、本年4月に議論の出発点として宿泊税の考え方のたたき台を公表したところである。その後、観光関係団体への説明や5月には宿泊事業者を対象とした意見交換会を開催し、6月定例会では議会でも御議論いただいたところである。この間、いただいた御意見や御指摘などを踏まえて、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担感の軽減と徴収後の宿泊税の用途の明確化などを念頭に置きながら、7月以降も宿泊事業者と意見交換を重ねてきた。その結果として、たたき台から用途の一部を修正したほか、課税免除の対象や特別徴収義務者の交付金の率などについて見直しを行いたいと考え、このたび改めて資料のとおり本市の宿泊税の考え方として案をまとめたところである。
- ・ 資料の内容については、観光企画課長のほうから御説明するので、よろしくをお願いします。

**○観光部観光企画課長（井本 剛志）**

- ・ 資料説明：函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント(意見公募) 手続の実施について（令和6年10月18日 財務部・観光部調製）

**○観光部長（扇谷 圭一）**

- ・ ただいま観光企画課長のほうから資料を御説明した。
- ・ 今回のこの宿泊税についてはちょっとイレギュラーであるが、財務部と私ども観光部の共管という形で御提案している。そのためただいま説明した資料の中身についても、今後総務常任委員会委員協議会での議論も予

定されているとお聞きしており、主に観光部所管分、この資料でいくと8ページになるが、こちらが私ども観光部所管となるのでその辺御配慮願う。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ なお本件に関わって、後日、総務常任委員会も調査を行う予定と聞いている。
- ・ 本日は当委員会の所管に関わる調査であることを踏まえて、御発言をお願いする。
- ・ それでは、ただいまの説明などについて、各委員から御発言あるか。

#### ○工藤 恵美委員

- ・ 詳しく分かった。導入に向けてスケジュールどおり進めていってほしいと思う。
- ・ 確認だが、システム改修について、宿泊事業者に対して道が2分の1、市が2分の1ということは、事業者は負担がないということによろしいか。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 先ほどもお話ししたとおり、現在函館市としては導入経費は2分の1を想定している。
- ・ なおその背景については、北海道のほうでも現在システム改修費の2分の1の補助という制度を検討中ということで、当然予算なり条例制定が必要になるけれども、そういった部分を検討しているとお伺いしている。いろいろシステム改修について金額の上限はあると思うけれども、基本的には事業者さんの負担がゼロになるような形での補助制度を検討したいと考えている。

#### ○工藤 恵美委員

- ・ 分かった。
- ・ 確認したのは、この制度自体は行政が決めたことであって事業者さん自体は行政の都合でシステム改修しなくてはいけないので、負担がかからないように。機械に対して負担がかからないにしても、入力する手続上の問題でやっぱり負担がかかる。大きな事業者さんであればそれなりに人手もあるだろうけれど、小規模の事業者さんだとなかなか難しいのではないかと思うので、その点はやっぱり行政に対して相談なりあった場合には相談窓口をきちんと設定してほしいと思うが、その辺はどうか。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 税の申告・徴収等については財務部税務室のほうが実際の窓口になろうかと思う。ただそういった御意見はあるし、我々も事業者さんからお話を聞かせていただいているので、十分反映させていきたいと考えている。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 念のために申し上げるが、先ほど申し上げたとおり、御発言に当たっては当委員会の所管の範囲において御質問願う。

#### ○工藤 恵美委員

- ・ あくまでも私は徴収ではなくて、相談として、説明は観光部がなさるのだから親切な対応をしてほしいと思って、それは要望して終わる。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ このパブコメ手続の実施についてという資料をいただいて、今日委員会でこういう形で議論をしているわけだが、最後の9ページを見ると、今後のスケジュールとしてはパブコメの実施を11月20日までで締め切って、

途中で事業関係者の方との意見交換会を開いて、その後函館市宿泊税条例の制定という今度は案というのかその形で提案してくるのか。委員会としては今回意見を言うのはこの場で終わりになるということなのか、そこをちょっと確認したいと思う。

#### ○観光部長（扇谷 圭一）

- ・ この税条例の部分については、今後の議会に向けての御提案・御提示ということで、まだ現時点で詳細については内部でも詰めきれていない部分もあるが、基本的には税条例なので財務部所管、総務常任委員会所管というのが筋かなと考えている。
- ・ 税の案は庁内的にはやりとりしているが、まだ最終案としての文案ができていない状況であるので、その中身によっては今回のようにちょっとイレギュラーであるが部分的に経済建設常任委員会のほうでの御議論という場面もあるかもしれない。これについてはまだ決まっていないので今後の御案内になろうかと思う。たぶん税条例の成立なりそういったものに合わせて、今後例えば様々な特別徴収義務者への支援だとか予算化だとかそういった部分の議論というのも改めて御提案する機会があると思うので、そういった場で改めて御議論いただければと思うのでよろしく願います。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ 分かった。
- ・ 財務部所管と観光部所管で一体どちらか私は分からないのでお聞きするが、4ページの宿泊税の単年度税収額が約4億円と出ている。宿泊の額によって料金区分が、100円とか200円とか500円、2,000円とあって、税収が4億円となるのは、今までの観光入込客数でどう考えて4億円という額が出ているのかお教え願う。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 観光部としては使途についてメインで検討してお話ししているところであるが、4億円の税収見込額というのは今斉藤委員からお話しがあったとおり、これまでの観光入込客数の宿泊日数と、令和元年度に観光部が行った動向調査で、コロナ禍前だがその時点の宿泊料金体系はいろいろ——5,000円未満、1万円未満、2万円未満ということでアンケートをしている。動向調査上は、約95%程度は2万円未満の宿泊施設に泊まっていたという結果が出ている。それらを踏まえて、令和元年度延べ宿泊日数382万人泊ということで検討した結果、大体95%が税額100円だろうという想定である。残りの5%が200円といったことになるので、約4億円という試算をしたところである。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ よく分かった。単年度の税収としては今4億円を見込むというのが分かった。
- ・ 今度は6ページになるが、特別徴収制度、宿泊事業者の方に本当にいろいろ御負担をかけるのでその事業者の方々に特別に交付金を捧げる、これは私も賛成だけれども、最初は2.5%が5%になって、見直しまでの5年間は1%上乗せして6%になるという。それは4億円の中から多分6%が宿泊事業者に払われるのだろうなと思うのが一つと、それに伴って今回は7ページの入湯税について、宿泊税を負担することということで、この税率を見直して入湯税を減らす、免除もするし減額にする。4億円入ってさらにその何%かを宿泊事業者に払い、入湯税を減らし、それで現実にはどのぐらいの税収になると考えているのか。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ なかなかこちらは観光部としてお答えするのが難しい部分もあるし、なかなか試算も難しいところがあるが、

間違いなく事業者さんへの交付金の支出が増えるものであるし、入湯税についても150円が50円減額ということで間違いなく減収になるかと思う。

- ・ 1億円なのか2億円なのかというのはちょっとお答えしかねるけれども、一応宿泊税の新規増収ということで4億円ということなので、この事業に関わって4億円の事業をまず考えていくのが観光部の仕事かなと考えているので御理解願う。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 念のために申し上げるが、先ほど申し上げたとおり、御発言に当たっては当委員会の所管の範囲においてお願いしたい。（「議事進行」と板倉委員）

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 当委員会の所管する事項といっても、例えば宿泊税を徴収することによって出る税収が——宿泊税は観光振興施策に充てる法定外目的税だからそういうことになるわけだが——それがどのぐらいの額になるのか、それによってどういう事業が可能なのかということを確認するのは当委員会の所管でもあると思うから、その部分を抜きにして制度の議論をしてもやっぱり意味がないので、そこは規制されても困ると思う。（「賛成する」の声あり）

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ 観光部は、私たちは4億円入ることを考えて4億円で事業を考えるとと言うが、実際には入湯税が減ったり免除にもなるし事業者の人にも上乘せして6%払うとかいうと現実的にもっと少なくなる。実際少なくなった額であるのははっきりしている。幾らかというのは分からないけどね。そういう中で、うちは4億円で考えていくというのはやっぱりちょっと違うのではないかなと私は思うし、でもあくまでも財務部の所管だというと財務部は総務常任委員会の所管だね。そしたらその場でまた聞くか議会の場で聞くか、また違う場で聞けというなら聞けけれども、この宿泊税に関してはきっちりと線を引くというのは大変難しい問題だと思う。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 斉藤委員の思いは私も同感である。財務部所管の部分があるという中で、今回は観光部のほうも最初から言っただけだが、重複するので線引きは非常に難しい。そういう意味においては、ちょっと委員会としては不合理な部分があると思うけれども、御理解願いたいと思う。

#### ○観光部長（扇谷 圭一）

- ・ こういったイレギュラーな形での開催ということで、非常に委員の皆様には御迷惑、困惑させているところかなと反省している。
- ・ 先ほどのお話で一点訂正する。先ほどの4億円の予算化ということだが、斉藤委員から御指摘あったとおり4億円を見込んでいるうち、当然特別徴収義務者に支払う経費だとかそういった部分は差引かれるので、ざっくり言うと3億数千万円というレベルになるのかなと思っている。ただ一方で入湯税は減額とのお話で、これについては私ども入湯税の所管ではないので幾ら減額になってというのはなかなかお話ししにくい部分だが、私どもが所管している8ページの基本的な考え方でお示ししたとおり、宿泊税に関しては既存の観光振興施策ではなくてあくまでも新規及び拡充部分に充てる。なので、入湯税が減って宿泊税が増えてもその分減るのではない、あくまでも宿泊税として徴税した部分については新たな観光施策の財源として活用させていただいて、それが4億円から手数料そういったものを差引いた3億数千万円というのが、新たな観光施策もしくは拡充

する観光施策といったものに充てることになるので、そういった意味で御理解いただければと思う。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 不合理な部分はいろいろあるだろうけれども、そういうことで。

#### ○荒木 明美委員

- ・ ちょっと一点考え方の確認をしたいが、基本宿泊税1人1泊の料金が、例えば何千円だった何万円だったという考え方だと思うけれど、ゲストハウスのような簡易宿所の場合、例えば一部屋10万円とかというカウントの仕方もあると思うが、そういう場合は一部屋10万円に対してかかるのか、それともそこに例えば4人で泊まったのか6人で泊まったのか都度都度その人数で割って、その割った分の宿泊税がかかるのか、考え方をお答えいただけるようであれば願います。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 確かに部屋貸とかだと10万円、20万円とかいろいろあると思う。今現在考えているのは、あくまでもその部屋を何人で使われたかといった割り返し、1人あたり1泊いくらということを考えている。こちらではちょっと説明しなかったけれども、宿泊料金にはいろいろ食費とかも入っている部分がある。今考えているのはあくまでも素泊まりというか飲食代等を除いた宿泊料に関わる部分なので、こちらはまた改めて制度設計の中でお示ししたいと考えている。

#### ○荒木 明美委員

- ・ さっき自分でぱぱっと計算したら、一部屋貸の場合と1人当たりの割り返したときの入り方が全然違うので、しっかり考えてほしいと思う。終わる。

#### ○芝井 穰委員

- ・ 何となくもやっとしたのでちょっと言うけれども、総務常任委員会のほうとこちらのほうと共通する部分、ちょうど斉藤委員が聞いたことと同じだが、基本になる部分はやっぱりリンクしてないと困る。所管外だけでも今の4億円がどういう組立てで入湯税が幾ら減ってという、そういうことが必要だと思う。今聞いても答えられないと思うので聞くのはちょっとあれだが、そうでないとどこを聞いていいか、みんなリンクしてくる、それでまた総務常任委員会では例えばこの配付資料の8ページの部分も聞きたいとしたときにそれは所管外ということになるのかなという。だからこういうことを共通で詰めてもらって、それぞれの委員会の中で出せる部分がないとどうやって聞くかが分からないということを意見だけ言う。
- ・ それから二つ目は、宿泊事業者の手間がすごくかかるわけだね。これまでも意見をいただきながら、それから今パブリックコメントも出して12月にまた意見交換するということかをまず聞きたい。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 今後の考え方だが、今現在パブリックコメントで市民から意見を聞いている。当然それを踏まえて同時進行になるけれども、改めて観光事業者さん、関係事業者さんとの意見交換を行っていくのは今現在、11月12日を想定している。

#### ○芝井 穰委員

- ・ そういうことで特別徴収義務者になると聞けばちょっとまた所管が違うということだけれども、この煩雑さがかなりあるので、今までの意見交換の中での課題というかこれをきっちりうちの委員会のほうにもその情報なり課題をまとめたものをできれば提示してもらいたいということと、それから今の資料の8ページの内容に

関する宿泊事業者の意見、これはある程度この今の案の中のものは詰められているのかという2点をちょっと伺う。簡単でいいので。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ いろいろ所管が分かれている部分のリンクする部分の説明についてだが、こちらについては引き続き財務部とも協議して、どういった形で皆さん、議会、委員会としてできるのかといった部分についてはちょっと検討させていただきたいと思う。
- ・ 8ページの使途についてだが、こちらは先ほど申したとおり我々が現在考えている部分である。当然事業規模だとか実際に課税が認められた場合の優先度、緊急度もある。そういったことで毎年度またこの予算化なり決算の時期に、関係事業者さんとの意見交換なり懇談会といったものは頻繁に開催するというようなことで意見を反映させていきたいと考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ それではまず委員長に少し申し上げたいと思うが、今回財務部と観光部の共管だから、先ほど申し上げたけれども制度の在り方だとか事業の内容だとかそういったことに関わって、その宿泊税の制度概要の中にも額の問題だとかそういうことも書いているわけだから、共管であるならば例えばここに財務部長がいればそれに対する答弁が当然できるわけだからそういうことにするのか、あるいは総務常任委員会と経済建設常任委員会の合同調査にして両委員会の委員が同時に委員会室に入って、財務部長なり観光部長なりがそれにお答えするというような形でもいいのではないかと、そうすべきではないだろうか。今芝井委員もおっしゃったが、答えられるもの答えられないものがある、これは総務常任委員会を開いたときに、それは観光部の所管だから答えられないということになるのか。そういうことにやっぱりならないのではないと思うから、ぜひ今後こういった場合の委員会の持ち方——議運との問題もあるだろうけれども——御検討いただきたいと思う。委員長からのお答えはなくていい。
- ・ これまでも宿泊税に関わって委員会だとか本会議だとか、いろいろと質問したり意見を申し上げてきた。当初宿泊税を導入するときに事業者の皆さんに北海道と函館市が説明しているいろいろ御意見があった。その後も事業者の皆さんといろいろ詰めてきたと思う。先ほどの説明の中でも、この間事業者の皆さんとも意見交換をしてきた。そのことによって宿泊税の制度そのものというか、あるいは今回このパブリックコメントをやるに当たって、先ほど芝井委員からも今後の取組に関わってどういふようなとあったが、これまで事業者の皆さんからどういふ意見があって、それに対して市がどう答えてきたのか、そのことについてまずお知らせ願う。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 4月にたたき台を公表以降、これまで宿泊事業者さんだとか観光関連事業者さんの声を聞いてきたところである。具体的には4月25日に宿泊事業者さんの代表である湯の川温泉旅館協同組合さん、あと函館ホテル旅館協同組合さんへの説明だとか意見交換を行っている。また関係事業者ということで、国際観光コンベンション協会の方々だとか商工会議所の関係部会の方々への質疑応答とか説明に行ったところである。また5月には、先ほど委員からお話があった北海道の説明会と同日だったが、初めて函館市の宿泊税意見交換会ということで市内の全事業者さんへの案内ということで説明会を開かせていただいた。また7月にも湯の川温泉旅館協同組合さん、函館ホテル旅館協同組合さんだとかに随時説明、意見交換してきたところである。

- ・ 宿泊事業者さんなので経営方針だとか客層——対象者、方針の違いもあって、かなり意見はばらばらといったことであった。北海道の課税そのものに不満だとか入湯税何とかならないかとか、また我々が反映させた冬季誘客ももちろんそうなんだけれども、やはり通年誘客を強化してほしいだとか、宿泊税を使う新たな事業や拡充事業についての我々の意見も聞いていただきたいということで、そういった場の設定とか考え方、また新規事業を充実させてほしいといったようなことがあった。また税制度そのもの、定率制の採用だとか免税点、入湯税また修学旅行・スポーツ合宿等の意見もあり、いろいろ多岐にわたった意見をいただいたところである。システム手数料の実態だとか民泊もなかなか全事業者の把握は難しいのではないかと意見があった。
- ・ ただ我々の説明に対して、おおむね観光振興に関わっての新たな財源確保という総論については御理解いただけたのかなと考えている。そういったことを踏まえて今回一部課税免除、学校教育の一環の事業については免除を加えるだとか特別徴収義務者への交付金についての率を上げたとか。またシステム改修費についても自己負担がないようにということで見直しを行った結果、今回の御提案になったということである。
- ・ 今後もパブリックコメントはもちろんだが、その都度事業者さんへの説明、意見交換等もまだまだ続けていきたいと考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 分かった。
- ・ 具体的には、絶対駄目だというようなことをおっしゃる事業者はいないわけではないけども、理解をいただいていると。しかし理解するまでの間に、例えば今それぞれの宿泊事業者や宿泊地域——湯の川だとか函館だとか、抱えている課題があって、それらについてぜひ観光事業として市の一定の役割を果たしてほしいというようなことを多分おっしゃったと思う。そういうことがあって今回この考え方を改めて出されたと思うから、どういう要望があったかは別にしてしっかり取組をしてほしいと思う。
- ・ 1 ページに既に導入が行われている自治体、それから導入を検討している自治体とあるが、もう既に導入して実施している自治体で、この宿泊税に関わってどういった課題があったとか、どういうことを今後すべきだとか、そういうことは一定程度調査なり聞き取りなりされているのか。それを改めて市として事業の取組に生かしていくことになっているのか。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 導入自治体——東京都以下いろいろと制度は違うけれども宿泊税がかかっている部分がある。我々もいろいろ宿泊税を検討するに当たっては財務部と連携しているけれども、道外の他都市の状況というのは今後の課題だとか詳しいことはちょっとお聞きできていない。
- ・ ただ道内他都市、北海道としての考え、そういったことでの情報共有とか問題点の共有はしている。直近では例えば長崎市だとか金沢市、東京都、大阪府、いろいろ細かい部分については別だけれども、どういった税率でとか経緯・経過だとか非課税の部分とか、税制度については情報収集している。今後我々も事業を検討するに当たっては、こういった先行自治体の現状、課税後の実態だとか問題点についても随時また情報収集していきたいと考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 分かった。
- ・ 先ほど入湯税の問題やそれから事業者に対する交付金だとかの話もあって、それは具体的な話になると総務

常任委員会のほうだというお話だった。単純に考えれば4億円で5%を事業者に交付するとなれば2,000万円だから差し引けば3億8,000万円と、5年間は6%だから2,400万円なので3億7,600万円と単純計算すればこんなようになると思う。

- ・ ただ先ほど入湯税の考えで直接経済建設常任委員会の所管ではないとお話があったが、入湯税だって目的税だから、そうすると宿泊事業者からいただいている税でそれをどう使ったかということは当然観光に関わることでもあるわけだから、ばつさりと関係ないと言われても困るなと思う。
- ・ 今回この宿泊税は法定外目的税として導入するわけだから、当然税収のうち何にどれだけ使われたのかあるいはその使われたことによる評価、成果がどうだったのかについては行われると思うが、それについての考えはどうか。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 当然課税の暁には新たな事業、拡充事業ということで、観光関係事業者さんとか団体からどういった事業がふさわしいかという御意見を伺った上で我々は毎年度の予算編成に臨みたいと考えている。
- ・ 実績、効果についても、おそらく決算の形になると思うが、充当事業についての公表の在り方、また意見のいただき方、我々は観光アドバイザー会議とか外部の意見を聞く機会もある。そういった部分での意見も踏まえながら毎年の事業の効果的な使い道を検討してまいりたいと考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 分かった。
- ・ 最後だが、市長は導入は北海道と同時にやるのが一番いいんだとおっしゃって、北海道も——宿泊税をまだ観光振興税とおっしゃってるのかな——宿泊税の導入の議論が進められていると思うが、函館市としては先ほどの御説明だと令和6年度に税条例を制定して、令和7年度から令和8年度にかけてもろもろの準備を行って課税を開始していくということだが、こういう想定でいくと北海道がいつやるのかやらないのかちょっと分からないが、北海道とまずどういう協議がなされているのかということが一つと、それからそのことと函館市の導入というか課税開始の時期とのリンクというか、その辺のところについてはどう考えているのか。

#### ○観光部長（扇谷 圭一）

- ・ まず北海道とのやりとりだが、この間当然ながら北海道のほうとも綿密に情報共有・情報交換しながら、また一方では北海道のほうでもまだ詳細について詰め切れていないという部分もある。そういった部分については今後引き続き調整なり情報共有していく中で、我々の出方というものを調整していくことになるかと思っている。
- ・ 先ほど観光目的税ということで北海道のほうでも宿泊税という名称でお話が出ているし、7月の道議会の委員会の中で知事のほうから、早ければ令和8年4月に導入したいという意向は一定程度示されたところであるので、我々としてはまずそこを一つの目途としながら、また今後の北海道の議論の経過も踏まえて我々の導入時期というのを見極めていきたいと考えている。
- ・ 先ほど来観光企画課長のほうから御説明したとおり、これまで各宿泊事業者さんのみならず観光関連事業者さん、それから商工会議所の観光サービス関連部会だとか、飲食だとか宿泊のみならずそういった様々な経済を担っている皆さんから御意見を伺ってきた。総じてそちらで出てきた意見というのは、北海道と市が両方導入するのであればやはり課税時期がずれるということはある程度あり得ない。それだけずればずれるだけ負担が2

倍になるということで厳しく御指摘いただいたところである。そういった意味では基本的に私ども市は北海道の導入時期、今でいくと最短で令和8年4月になろうかと思うが、もしかしたらずれ込む可能性もあるけれども、基本的にはそれに合わせていくというのを大前提として考えている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 大体出たけれども確認だが、4ページの一番最初の宿泊者の負担感を考慮し先行事例を参考にとということで、今既にもう取り組んでいるところが明記されているけれど、宿泊税を導入することによって先行事例ではどういところを観光部としての視点でよかったと、いい制度だと思われたのか。その辺をもう1回ちょっと確認をしておきたいと思う。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ いろいろ観光振興に関わって、コロナ禍前だが税財源検討委員会だとか、今後の観光振興ますます安定的な財源が必要だということで我々検討してきたところである。また他都市、東京都以下いろいろ事業を聞いているが、やはり税額の部分ということとまた徴収事務の簡素化といったことで、段階的定額という部分が多い結果であった。一部定率制という部分も検討している自治体があったけれども——倶知安町だとかそういった事業があるけれども——やはり宿泊事業者様の徴収の簡素化ということで段階的定額ということで、北海道の他の自治体についてもいろいろ検討されているということで、税の徴収また見積もりの範囲だということで段階的定額がいいということで我々検討したところである。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 質問に答えてないのだが。要するに、今概算の3億何千万円と出している。例えばその自治体で導入して徴収したお金をこういうふうに生かしたという、私たちが市民に話していくときに例えばこの都市でそういう先行事例があつて函館市もこういうふうにやっているとか、こういうふうに生かされるよとか。宿泊税というのは昨日今日の議論ではなく今までいろんな議論されてきていることは私も承知しているが、やはり成功しているところをしっかりと伝えていくということ、そこが見本になっているというかね。その辺がきちっと伝わってこないがどうか。
- ・ 税の使い方は本当に見えにくいのでね。だから徴収したものはこういうふうに使われているというところをやっぱりもう少し表現してほしいなど。そういう事例があるということをしっかり伝えていただければなど思ったのだが。

#### ○観光部長（扇谷 圭一）

- ・ まず先行しているところとして都道府県単位のところが多い。そういった意味ではやっぱり今北海道で検討されているように広域的なものだとか、都道府県レベルだとそういったようなものに使われている事例が多いのかなと。市町村でいくと金沢市だとか長崎市が導入したてなので、まだ具体的に事業というのは大きく展開されてないかと思うが、基本的には先ほど申したとおり新たな観光施策もしくは法定外目的税として設定することになると既存の税収で行っていた事業に財源振替するのではなくて、あくまでも新たに観光施策を充実させるためもしくは新たな観光施策を打つためにプラスアルファで施策に出していくということになるので、基本的には新規事業ということで、例えば自治体によっては施設の整備とかに導入される場合もあるだろうし、それから実際納税者である宿泊者を増やすためのそういったプロモーション・誘致といったものに活用されることもあると思うし、当然観光客・宿泊者の満足度、例えば市内を観光して歩いたときの満足度、こういった

ものにつながってくるような事業に新たに取り組んでいく。こういったものが主なイメージかなとは考えている。

- ・ ただ先行する自治体の中でも、税収が当初想定していたとおりでなかったところもあったり、逆に想定以上のところもあったりして、純粹に想定どおりにこういうのに使おうという部分と必ずしも一致しているわけではないとお聞きしているけれども、現状としては私どもはそういう認識で考えている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 分かりにくいね。やっぱり宿泊税をいただくからには、私はもうちょっと市民にとって分かりやすい制度設計というか何か説明が必要だなと思う。来た方からいただいたものはどういうふうにとというそういう流れが何か今ひとつ分かりにくいなと思うので、今後説明の中でももう少し検討してほしい。
- ・ 8ページの案として、徴収したものをこういうことに使っていきたいんだよということは十分分かる。5年間ごとにしっかり検証するということなので、検証はどういう形でやるのか。きちんと検証の委員会を設置するのか。ただ観光部として検証するのか。税を徴収するというのもう大きな制度なので、だからその辺は今どういうふうを考えているのか、お聞きする。

#### ○観光部長（扇谷 圭一）

- ・ 具体的に今例えばこういう組織を立ち上げて5年後に検討するというのは、今の時点で決定しているものはない。ただ想定されるものとしては、令和元年度に設置した外部委員による審査というか検証、こういったものも必要かと思うし、当然それに向かって使途を担っている観光部として内部で、使途としてどうだったか、ふさわしかったか、効果があったのか、こういった部分については5年後に向けてしっかりと整理させていただこうと思うし、当然財務部のほうでも徴収に関する例えば事務負担がやっぱり大きいとか仮にそういうところがあるとすれば、そういったところに対してその5年後の見直し検討を進めていくといったような形になるかと考えている。どういう形でというのは5年後のことなので現時点ではこういう委員会立ち上げますというのは、話はまだ内部でも詳細を詰めきっていないのでこの場でお話しできないが、イメージとしてはそんな感じを考えている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 5年先、導入してからになるからもっと先にはなるからね。その辺もきちっとやっぱり骨組みをしておいたほうがいいのではないかなとは申し上げておく。
- ・ 8ページの人材育成のところだが、今までもこういう項目というのは別に宿泊税をいただかなくてもいろいろ取り組んでいる。喫緊の課題としては、宿泊業者の方々とお話しするときに、やっぱりこの人材育成というのは非常にもう本当に悩んでいる。この宿泊税、宿泊業者の方々に一緒にやっていただく形になるから——ここを主に聞いてということだから——この項目をあげてはいるけれども、今考えている人材育成について、優先度的には本当にこれは第1位だと私は思っているので、例えばこの項目だと税を徴収することによってどういうふうに入力していくのかなと一点だけちょっとお聞きしたい。

#### ○観光部観光企画課長（井本 剛志）

- ・ 事業者さんの人材不足が喫緊の課題だということで、我々も観光産業を担っていただく人材というのは今後ますます必要だということで、こういった観光基本計画でももちろんだし、宿泊税の使途としても検討している。

- ・ 具体的な使途のイメージということだが、認知度、事業者さんとの共同のようなセミナーがいいのか、説明会がいいのか、就職説明会がいいのか、そこら辺から入って就職、こういった観光関連産業もなかなか厳しいという認知度というイメージがついているということで、出前講座なり、ちょっとお金はそんなにかからなければいけれども地道な周知活動とか啓発活動がメインになろうかと思う。ただ就職支援だとか賃金のアップといったことをなかなか直接の投資は難しいのかもしれないが、観光業界さんと十分検討してどういったことが市としてできるのかといったことは、今後十分詰めていきたいと考えている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ そうだね。なんかあれだけど、あんまり具体的に語れない部分もあるかもしれないけれど、この制度をしっかりと導入して市とともに一緒にやっていただく、主に現場でいろいろ業務が増えるわけだから、そういう意味ではこれを一緒にやることによって事業者としてもしっかりメリットがあるんだということをもっと明確にしていく必要があるなど私はお聞きしてそう思った。それだけ申し上げて終わりたいと思う。

#### ○委員長(山口 勝彦)

- ・ 他に御発言あるか。(なし)
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 理事者は御退室願う。

(観光部 退室)

- ・ その他、本件について各委員から何か御発言あるか。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ 今日の話だけれど、次、財務部が総務常任委員会のほうで税の話をするのかもしれないが、先ほど最初に聞いたとおりのスケジュール、パブコメをもらって、その次に必要があればするかもしれないけれどまだはっきりしないみたいなの、この宿泊税条例の制定がいきなり出てこられてもやっぱり困るというか、すごくあれなので、せめて制定の議案が提出される前に、正副のほうでももう一度きちんと情報をキャッチして意見をもらったほうがいいかなと思う。
- ・ 大体池亀委員が質問した5年後の見直しはまだはっきりしてない、今この段階で制度をつくる時に見直しをどうするか具体がないというのは、いい加減とは言わないけど、そんな大ざっぱな話はないと思う。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 制度なので財務部ともしっかりとやりとりしてもらって5年後にはこういう形でと。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ それがきちんとそれも含まれた上で議案として出てくるならいいと思うけれど。あまりにもちょっとこのままで出てきて、いいよというのはちょっと難しいかなと思う。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 市民から直接いただくということで、見えにくいことゆえにきちっとやっぱりしておかなければいけないと私は思う。

#### ○芝井 穰委員

- ・ 私もちょうとだけ完全な所管外のこと言うけれども、8ページの一番下に米印の2がある。北海道と使途を重複しないようにする。今回議論したのは函館市に入ってくる宿泊税にかかる経費を引いた分、北海道でもき

っとそのほぼ倍になる。函館市で徴収した宿泊税は函館市に使ってもらえるのかということ北海道に聞かなければいけないのだけれども、なおかつこれは函館市の使途と重複しないように調整するのだから、どうなるかということのはがっちり調整しておかなければいけない。それからさっきちょっと聞きづらかったが、幾ら集めてと入湯税と、それからここの使われ方、北海道もというやつが基礎的なものなんだよね。それでないとどれを聞いていいかどうかというのを議論できないので、今斉藤委員がおっしゃったようにもうちょっと詰めてもらって、かちっとしてもうこれでできたどちょっと困るので、その前にやっぱり委員会を開いていただいて中身をきちっと説明してほしいなという要望をしたいと思う。よろしく願います。

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 正副でもう一度状況を伺うので、その上で委員会の開催は状況をみながら検討することで御理解願う。
- ・ その他本件について何かあるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

---

(2) 除雪計画の見直しについて

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、10月21日付けで資料が配付されているので、説明を受けるため土木部の入室を求める。

（土木部 入室）

- ・ それでは、資料の説明をお願いします。

#### ○土木部長（山本 寛人）

- ・ それでは、10月21日付けで資料配付した除雪計画の見直しについて、御説明する。
- ・ 本市ではこれまで冬期の市民生活等に支障を来さないよう、毎年策定する除雪計画に基づき雪対策を実施してきている。このような中、令和4年度において記録的な降雪や急激な気温上昇などにより、市内全域に渡って路面状況が悪化する状態となったことから、多くの市民の皆様から苦情が寄せられたところである。一方、令和5年度においては極めて少雪であったことから除排雪業務は大幅に減少したところであり、除雪機械の管理費やオペレーターの人件費などが除雪業者にとって大きな負担となったものと認識している。
- ・ 今後もこのように少雪が続くような場合には、除雪業者の体力低下などが懸念される場所である。
- ・ このような状況を踏まえ、今後において持続可能な除雪体制を確保するため除雪計画の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は3項目あり、1つ目は生活道路等の除排雪出動基準の見直し、2つ目はGPSを活用した除雪管理システムの導入、3つ目は最低保障制度の見直しである。
- ・ 私からの説明は以上である。引き続き具体的な見直しの内容については担当の道路管理課長より御説明するので、よろしく願います。

#### ○土木部道路管理課長（竹林 唯一）

- ・ 資料説明：除雪計画の見直しについて（令和6年10月21日 土木部調製）

#### ○委員長（山口 勝彦）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ それでは、ただいまの説明などについて、各委員から御発言あるか。

## ○板倉 一幸委員

- ・ 今回3つのことについての見直しが行われるということで、一つは生活道路などの除排雪の基準の見直しということで、20センチメートル、生活道路は25センチメートル、これが15センチメートルもしくは20センチメートルとなるわけで、そういう意味では雪が多く積もる前に除排雪が行われることになるから、少し前進と言ったらおかしいが、少し見直しされて改善されていると思うが、それでもやっぱり生活道路などでは除雪の要望というかそういうのがたくさん寄せられると思う。
- ・ 今回見直しの対象になっていないが、例えば街区公園を開放して雪捨て場になっているとかそういうことによって、住宅地の中、生活道路の除雪を市民の皆さんが行っているわけだが、その雪捨て場も全ての地域にあるわけではないので、そうするとない地域ではやっぱり少ない量の積雪でも除雪してほしいという希望が出てくると思うが、今回圧雪深が15センチメートル、生活道路で20センチメートルとあるが、柔軟な運用というか、そういうようなお考え、これは基準でこうするというが、こうならなければ除雪しないということではないと思うのだが、その辺のところはどうか。

## ○土木部道路管理課長（竹林 唯一）

- ・ 公園について本町地区だとか西部地区についてはちょっと少ないような状況というところが一つあるかと思うが、おっしゃるとおり産業道路から北部地区については、開発行為等を行った場合にどうしても3%という公園を造らなければならないということで非常に多い状況となっており、五稜郭から本町についてはおっしゃるとおりなかなか公園の数も少ない状況になっている。
- ・ そのため五稜郭から南のほうについては、三角公園と通常言われている新川の公園のほうを開放しており、そこは結構十分常にたくさん排雪されるような状況になっているので、何とかちょっと少し遠いけれどもそちらのほうに持って行くだとか他はなるべく雪を道路の端部のほうにつけていただいて、基準も強化されるから、これまでと違って少ない圧雪でも出動するということなので、住民にとっては少し自らの除排雪が軽減されるのではないかと考えている。

## ○板倉 一幸委員

- ・ 産業道路から北のほうが開発行為によって多いという、従来からの住宅地ではそんなにそういった例えば緑地が確保されているとか公園が設置されているとか、決してそういうことではないわけだから、どこかの地域がよくてどこかの地域が駄目だというようなことでもないで、これはしっかり土木のほうでもその地域の状況というか、そういうことを把握しながら除雪に対する対応をしていってもらいたいと思う。
- ・ 昨年度は7億円予算を取って実際の除雪費が3億7,900万円だったから、少ないおかげで予算は十分な対応ができたと思うが、いつ大雪になるか分からないからその辺のところはぜひお願いしたいと思う。
- ・ GPSの問題はこれから実証、試験運用されるということだから、その状況を見ながらまたお話ししたいと思う。
- ・ 最低保障制度の見直しは労務費が追加されるということで、事業者の皆さんもそのことによって大分助かるだろうと思う。これについてはしっかりとそういった機械あるいは人員が確保できるようにしてもらいたい。先ほど申し上げた街区の中での雪捨て場の確保というか、今課長はおっしゃったが、例えば新川公園だとかといっても、普通の乗用車に雪を積んで持って行けるわけではないので、ダンプなりあるいはトラックなりそういったものがないと雪は持って行けない。持って行ってもらうにもやっぱりお金がかかる。1軒の家で雪

下ろしをしてもらって、その雪を例えば運んでもらったりすれば数万円かかるわけだから、その辺のところ为抓手り確保できれば、市が設定する、用意する雪捨て場がいっぱいになることなく、その地域の中で確保できるようなことをしないのであれば、積雪深がこうであると基準を設けてもさらに除雪を進めていくと。雪が降ったら除雪するという体制をつくっていくことが必要だと思うが、その辺のところについては何か考えがあるか。

#### ○土木部道路管理課長（竹林 唯一）

- ・ 今板倉委員おっしゃったとおり、北部ではなくて街中の公園の少ないところについては、現在苦情等を承っている中ではあまり声は聞こえてきている状況ではないけれども、今年度その辺も気にしながら、あるいは町会だとかに聞きながら、その付近に公園が少ないとかそういうところを町会と話しながら、状況に応じて今後どういう雪捨て場、公園も含めた雪捨て場の状況を検討するというか、調査してまいりたいと思う。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ いよいよGPSを活用した除雪管理システム導入ということで、令和7年度からのイメージ、こういうふうには市民は分かってくるといふのを非常にこれ分かりやすいなと思って見ていた。
- ・ 排雪のことは今板倉委員から出たけど、一点だけ、最低保障制度の見直しができる函館市でよかったなというか、こういうのもお金がないから見直しできないというね。今の183台から見直し後は243台と60台増えたということで、見直しの状況を伝えたときに業者さんの反応はどうだったのか1回聞いておきたい。

#### ○土木部道路管理課長（竹林 唯一）

- ・ この内容の話については、まだちょっと業者のほうには御説明していない。ただし少雪の場合だとかというのは、今回労務費を追加するというので、業者のほうからも実は労務費だとかというのがあればなという声は何社かいただいており、そういった意味では満足するのかなと想定している。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 分かった。そうだね、これ今計画出してるんだものね。本当にこれは非常に評価できると思うので、しっかりやってほしいと思う。これで終わる。

#### ○荒木 明美委員

- ・ 一点だけ確認したいと思う。主な見直し事項のAのところだが、第3種除雪路線の生活道路が今までは除雪だったのがこれが除排雪になるということで、排雪が入ったというのはすごく大きいことだなと思って非常に評価をしているけれども、逆に排雪が加わったことによって、むしろ除雪よりも排雪のほうが時間がかかるかなと素人考えでは感じる。ある程度溜まったら1回雪捨て場に行って、また戻って来てをやらなくてはいけない。その排雪が加わることによって、今まで第3種とか生活道路でやっていたスピードと今度除排雪になることによってどのくらいの違いが出てきそうかという、もしそういう試算をしていたら教えてほしい。

#### ○土木部道路管理課長（竹林 唯一）

- ・ 実は私のほうでこれを定めるにあたり、過去の降雪の状況とそれから降雨等を勘案した苦情の件数に合わせて、どのようなときに苦情が多いかというところを分析してこの基準の強化につなげたわけだが、過去を分析したときに、圧雪深のときに降雨があった場合に大変苦情があって、そのときには実は除雪ではなくて、もう道路端に雪をつけるところがないので既に除雪と併せて排雪も行っており、その実績に合わせて今回変えたような状況で、荒木委員おっしゃるスピードという部分では今までと変わらないのかなと思うけれども、除雪の基

準を強化したことによって、今までは生活道路は25センチメートルまで溜まらないと出動しないということだけれども、今回は10センチメートルの圧雪で暖気というところでは早めに出動が出来るのではないかと考えている。

**○荒木 明美委員**

- ・ 分かった。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ 少し質問する。今の除排雪の問題で新たに除雪から除排雪になったという荒木委員の質問で分かったが、これ20センチメートルが15センチメートルになったり、圧雪が10センチメートルを超えたということで新たな取組だと思うが、このことによってやっぱり業者の出動回数というのが年間増えるのではないかと思うが、そういう回数なんかもある程度想定しているのかどうか。
- ・ 今までだと積雪の具合によって行かなくてもいいという場合が今回は出動するとなるわけで、その辺はどういうふうに考えているのか、ちょっと考え方を伺う。

**○土木部道路管理課長（竹林 唯一）**

- ・ 除雪費の予算については、除雪状況というのは降雪状況によって大きく変わるものだから、これまでの一定程度の実績、平均で6億円程度ということで定めており、紺谷委員がおっしゃる予算額については回数は増えるかもしれないが、今後も予算額を大きくオーバーすることになればこれまで同様補正の要求だとか予備費の活用で対応したいと思っている。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ そうだね。雪がどのくらい降るか分からないからね。平均的な増加はなかなか難しいと思うけど分かった。
- ・ GPSのほうでは台数は136台、試験運用から本格運用でさらに増えるということで、機械を業者のところに設置するとかオペレーターが運転するとかということで、新たに業者にいろいろ覚えてもらうとかそういうことがあると思うが、設置の仕方だとかそういうのについては事前に業者に研修というかそういうのは行う予定があるのかどうか。

**○土木部道路管理課長（竹林 唯一）**

- ・ 紺谷委員おっしゃるように業者に対しての説明会を実施する予定であり、他都市に聞いたところ、おっしゃるとおりスマートフォンについてはなかなかオペレーターが高齢なので、少しでもちょっと面倒くさいとか複雑になると操作にミスが生じて金額だとか誤差が生じることもあるので、なるべく簡単にするには考えるけれども、それぞれ業者によっていろいろ意見があると思うので、それを聴取して来年度の本格運用に向けて改善していきたいと思っている。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ オペレーターの人もしろいろスマートフォン操作したりなんかするのに気が取られて除雪の作業がうまく進まないとかそういうこともあり得ると思うので、慣れてる人も慣れてない人もいるだろうし。
- ・ 函館市と除雪業者でお互いにデータがいくとなっているけど、市と除雪業者との連絡も密にして、例えばデータをお互いに見ている話とか、そういう市の土木部と除雪業者とのオペレーターが操作しているところの話とかそういうことは必要ないのか。

**○土木部道路管理課長（竹林 唯一）**

- ・ 除雪のリアルタイムに表示されるその画面だが、函館市については全除雪機械の状況が把握できるが、各除雪業者についてはそれぞれの業者のみの表示になるかと思うので、その辺は市が中心となって連携していくことになるかと思う。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ 何か生じたときはお互いに連絡を取るという、そういうシステムを常にとるということでもいいのか。

**○土木部道路管理課長（竹林 唯一）**

- ・ おっしゃるとおり連絡はそれを見ながら、除雪業者あるいは小さい業者だと直接オペレーターにもこちらから連絡できるので、連携を図りながらやっていきたいと思っている。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ 今言った小さい業者だと人数も少ないだろうからなかなか大変だということがあると思うので、それは他都市の事例なんかも参考にしながらぜひスムーズに実施してほしい。
- ・ 導入の効果でいろいろ書いてあるけれど、市民からの要望や問い合わせに対してより適切な対応ができると思うが、これ決算のときにもちょっと話したけど、GPSも市民にホームページで見ってもらうというようなシステムをとっている自治体もあると聞いた。今のこのシステムだと函館市と業者だけが画面を見るという感じで、市民も見るといふそういう今後の予定とかがあるのかどうか、あるいは今のところ考えてないのかどうか、その辺の考えについてお聞きする。

**○土木部道路管理課長（竹林 唯一）**

- ・ 他都市において地域別だとか路線別などのいろいろな公開方法があつて、公開した場合に雪出しの問題だとかいろいろな課題があると伺っている。そのためにシステム性能の安定などを今後いろいろ確認しながら他都市の状況も参考にしながら、どのような公開方法がいいかというのを今後検討していきたいと考えている。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ 苦情が入りすぎるとかいろいろなことがあるとは思いますが、先進都市だとずっともう以前から公開してやっているというところもあると思うので、ぜひ将来はそういう方向を目指してほしいということを申しておきたいと思う。

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 他に御発言あるか。（なし）
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ 理事者は御退室願う。

（土木部 退室）

- ・ その他、本件について各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告
- ・ ここで皆さんに相談だが、一度休憩を取りたいと思うがいかがか。（「5分か10分でもいい」の声あり）
- ・ 再開を午後3時10分とし休憩する。

午後3時2分休憩

---

午後3時12分再開

(3) 特定利用空港・港湾について

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、本日付で資料が配付されているので、港湾空港部の入室を求める。  
(港湾空港部 入室)
- ・ それでは、資料の説明をお願いします。

**○港湾空港部長（木村 喜訓）**

- ・ 本日資料配付した特定利用空港・港湾については、自衛隊・海上保安庁が平素から空港や港湾を円滑に利用するための取組で、昨年4月より全国の空港・港湾が順次位置づけられているが、このたび国のほうから函館空港並びに函館港をその対象として検討しているとの説明があった。
- ・ 本日はその内容について資料に基づき御説明する。なお、説明については港湾課長よりする。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 資料説明：特定利用空港・港湾について（令和6年10月28日 港湾空港部調製）

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ それでは、ただいまの説明などについて、各委員から御発言あるか。

**○工藤 恵美委員**

- ・ いくつか質問していきたいと思うけれども、プライベートなことだがちょっと今日は体調が優れていないので言葉足らずかもしれないが、よろしく願います。
- ・ 今ひととおり御説明していただいた。このことに関しては、これまでも苫小牧・室蘭のときもそうであったが新聞報道されており、何度か私も港湾空港部に説明を求めたこともあったけれども、このように本格的に函館に対しての説明があったということだったのでお聞きしていきたいと思う。
- ・ まず10月9日に内閣官房・国土交通省・防衛省から市に対して、この特定利用空港・港湾の対象に検討しているとの説明を受けたということだが、大変申し訳ないが、もう一度具体的に国からはどのような内容であったのかをお伺いしたいと思う。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 当日の説明については配付資料にも掲載しているが、平素より自衛隊や海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、国と施設管理者との間で連絡・調整体制を構築するため、円滑な利用に関する枠組みを設けること。また、この枠組みを設けた施設については、特定利用空港・港湾と位置づけられ、民生利用を主としつつ、自衛隊及び海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう必要な整備の実施や既存事業の促進が図られるとの説明があった。

**○工藤 恵美委員**

- ・ 具体的に分かった。自衛隊や海上保安庁、艦船や航空機が訓練などで施設を円滑に利用するということが、この連絡・調整体制を構築するということである。特定利用空港・港湾になることで必要な整備の実施や既存事業の促進が図られるということであった。よく分かった。
- ・ 函館空港や港が指定されることによって、函館にとって特にどのようなメリットがあるのかお聞かせ願う。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 特定利用空港・港湾については、国から民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し安全保障上の観点からの重要性も加味しながら、当該整備の重要性を検討し必要となる予算の確保及びそれに基づく事業のより着実な推進が期待され、本市においては函館港西防波堤などの整備や、函館空港における浸水対策などが該当するとの説明があった。また、自衛隊や海上保安庁の航空機、船舶が平素から函館空港及び函館港の特性を習熟しておくことで、災害派遣等の効率的な実施につながるものと考えている。

**○工藤 恵美委員**

- ・ とりあえず市にとっての直近のメリットということで、西防波堤や空港の浸水対策の整備が進んでいくということが期待されると。なかなかできなかったことができるということになるかと。また今伺ったところ、重要なことは、いつ起こるか分からない災害時などに対してもメリットがあるということが分かった。
- ・ ではこのことに対して、函館市として——市長としてというのか、市はどのようにこのことを受け止めたのかお聞かせ願う。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 国からは円滑な利用に関する枠組みについてはあくまで民生利用を主としたもので、港湾法や空港法等の既存の法令に基づき管理者の権限が変わるものではないこと、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は、自衛隊や海上保安庁の専用施設を整備するものではなく民生利用を主とする施設の利便性の確保や機能の強化を図るもので、既存の公共事業の制度のもとに進められることなどの説明があり、函館空港及び函館港が特定利用空港・港湾として指定後においても過去の訓練等の実績を踏まえた利用を行うとの説明があり、市としてはこれまでの施設の利用が大きく変わることはないと考えているが、地域住民の方々や施設の利用者が不安を抱くことのないよう、まずは関係者に対して本制度に係る説明を行う必要があるものと考えている。

**○工藤 恵美委員**

- ・ 市の考え方というのか、受け止め方が分かった。あくまでも民生利用するということが強調されているが、しかし関係者や地域住民への説明が重要と考える。それでは国への受けるか受けないかという回答期限というのがあるのかお聞かせ願う。
- ・ またもう一つ、資料の別添1、空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項に市長名が入っていないのがちょっと気になったが、国では市ので了承なく特定利用に指定しようという考えはあるのか、それも併せてお聞きする。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 10月9日の国からの説明において、2月下旬から3月上旬までに回答が欲しいと伺っている。
- ・ また函館空港の取扱いについては、最終的に空港の管理者である国の判断となるが、指定に当たっては市と調整したいとの説明を受けており、このことを踏まえると一方的に指定するという動きにはならないものと受け止めている。

**○工藤 恵美委員**

- ・ 来年の2月から3月ということだが、それにはまだ時間があると考えていいのかそうでないと思ったほうがいいのか分からないけれども、まずは国が一方的な指定はしないということが分かった。
- ・ それでは今後、特定利用空港・港湾に指定されると自衛隊等の航空機が頻繁に利用するのではないかとか軍

事施設化になってしまうのではないかと心配をする方もいらっしゃるのではないかと思います、そのことについてはどのようにお考えになるか。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 国の公開資料——Q&Aだが——国の公開資料では、空港と港の利用については民生利用に配慮しつつ、その訓練の頻度については基本的には年数回程度の利用を想定していると記載されており、このたびの説明でもこれまでの訓練等の利用実績を大きく上回ることはないという説明があった。またこの取組によって、民間の空港・港湾に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するということはないとの記載があったので、函館空港及び函館港の使われ方が今回の指定によって大きく変わることがないものと受け止めている。

**○工藤 恵美委員**

- ・ この内閣官房のホームページのQ&Aまだ見ていないけれども、訓練で年に数回程度の利用を想定しているということである。
- ・ 訓練についてお聞きするが、今までも訓練はしているけれども実績を大きく上回ることがないという説明が今あった。それでは関係者とか地域住民に説明をしていくというお話だったが、その関係者とはどういう方々、誰を対象にして説明しようとしているのかお聞かせ願う。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 空港については、空港周辺の町会や自治会の会長などによって組織された函館空港周辺対策協議会の委員を対象として説明することを考えている。港湾に関しては、函館港における振興・発展を目的に設立した函館港利用促進協議会の会員を対象として、港湾運送事業者、海運貨物事業者、倉庫業者及び船主などに対して説明をしていきたいと考えている。

**○工藤 恵美委員**

- ・ 分かった。説明は大切な重要なことだと思うのでしっかりと丁寧に、説得ではなくてちゃんと話し合いをして説明していただければと思う。
- ・ それでは、このスケジュール的な進め方はどのように考えているのかお聞かせ願う。

**○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）**

- ・ 市としては、地域住民の方々や施設利用者に対して本制度に係る情報の共有や意見交換が必要であると認識しており、国からの説明に基づき丁寧な説明を心がけていくが、あわせて国に対して説明の際に同席を求めているところである。

**○工藤 恵美委員**

- ・ 丁寧な説明を心がけていくということなので少しだけ安心した。それと国に対しても同席することを求めるということなので、なお内容がよく分かるのではないかと思います、まずあくまでも民生利用が主であるということで自衛隊や海上保安庁が空港や港で頻繁に訓練をしていくというようなことではないということが分かった。
- ・ 昔から函館は自衛隊もあれば海上保安庁もあるわけだから、大いに活用してというのか存分に港・空港を整備してほしいと思う。そういう意味でもいろいろな期待が持てる私は思ったのでメリットがあると思ったので、メリットを生かすような形で管理運営してほしいと思う。そのためには先ほども申したが、不安を抱く市民の方々もいらっしゃると思うので、港湾だけでなく、市民、函館のまちづくりのことである。三方を海に

囲まれた函館であるので、活発な函館のまちづくりになれるように整備がうまくできるように、メリットを生かしてまちづくりをしていきたいと思うので、どうぞよろしく願いして、要望して、質問を終わる。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 不安を抱いているのでぜひ丁寧な説明をお願いしたい。
- ・ いろいろと工藤委員の質問に対してお答えいただいて、民生利用が主だということを言っているが、今日の資料にも出ているこの内閣官房の総合的な防衛態勢の強化に資する公共インフラ整備を見てみると、このインフラ整備の基本的なその考え方は「安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で」というようなことが書いてある。つまり、もともとは南西諸島——中国だとかそういったような地域との間での問題を速やかに対処するために、この港湾なり空港なりというものを整備という名称でそれに利用できるようにしていこうということだと思う。
- ・ 先ほど工藤委員が質問で市の受け止めというのをお聞きしており、それにお答えいただいているが、これは全国に幾つも空港や港湾があるが函館空港と函館港を国が対象にしようとした、指定しようとするその理由は何なのか。

#### ○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）

- ・ 国によると函館空港及び函館港を特定利用空港・港湾の対象候補とした理由について、まず北海道には陸上自衛隊の2個師団及び2個旅団が所在しており、また函館空港・函館港の近傍には陸上自衛隊の部隊が所在しているといった点やそれぞれの施設の整備状況を踏まえると、自衛隊・海上保安庁はこれまでも函館空港・函館港を利用しているが厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行う観点からは、今後、自衛隊・海上保安庁が函館空港・函館港をさらに円滑に利用できるようにすることが必要であるとの考えのもと選定したと国から説明を受けている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ つまり安全保障上、函館空港や函館港は国が考える利用しやすい状況になれば、自衛隊機だとかあるいは自衛艦だとか海上保安庁の船舶だとかそういったものが利用できるような状況にまだないから、整備をして利用できるようにしたいということなのか。

#### ○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）

- ・ 現在も自衛隊だとか海上保安庁の訓練というのが実際に行われている。その上で国の説明によれば、これまで行われている訓練、こういったものの内容が大きく変わらないよう、これまでの訓練の状況を踏まえて今後の利用を進めていくというような説明があったところである。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 私も自衛隊の艦船なり海上保安庁の船舶なりあるいは航空機の利用が駄目だということを申し上げているわけではないわけで、それは海上自衛隊の基地もあるわけだから、そのことを特に取り上げてどうのこうのというようなことを申し上げているわけではないが、ただ今の説明だと、それは例えば港湾でも空港でも国交省が予算をつけて整備を図っていけば別にいいわけで、国の空港・港湾に関する公共インフラの考え方の安全保障上はどうのこうのというようなことでなくて構わないのではないかと思う。別にこれでなくて、今までだって港湾の整備あるいは空港の整備については国に要望を出してきたわけだから、これに基づいてやるということ

でなくていいと思う。そういう意味では先ほどのお話では市としてどういう考え方を回答していくことになるだろうから、函館はこの制度に基づいた整備は結構だとお断りすることもできると思うが。

#### ○港湾空港部長（木村 喜訓）

- ・ 今、国の予算で当然整備はされていくものだというような中で、この枠組みでどういうふうになそこが推進されるのかというような主旨のことだったかと思うが、これも国のQ&Aからの回答になるが、地元にとってどんなメリットがあるかというようなQが実際にホームページでも出ている。その中で回答になるけれども、あくまでも空港・港湾は民生利用を主とすると、自衛隊・海保のニーズも考慮して、今委員がおっしゃった安全保障の観点からの重要性も加味する。そして当該整備の重要性を検討し必要となる予算の確保それに基づく事業の着実な推進に努めるというようなことで記載をされているところである。つまり公共予算としての重要性に加えて安全保障上というか、そういうところも加味しながら事業を進展してくる、着実に推進するというような立ち位置になるのだろうと考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 我々はある意味政治的なものによっていろいろと考え方が変わってくるのかも分からないが、市民の生命・財産を守っていくというのが行政の最大の仕事でもあるし、我々の責務でももちろんあるわけである。そういう意味でこれまでもその商業港である函館港に外国艦船が入港するような場合には、まず核兵器搭載の有無だとか必要性について市にいろいろと申出をしたり考え方を申し上げたり、あるいは議会での質問をしてきた。
- ・ 今年も5月にエフェクティブという艦船あるいはウォーリアという艦船、ブルーリッジは取り止めになったが、昨年もハワードという艦船が来たり、直接今のお話とは別だけれども、こういった艦船が来ているということは、函館港がそういった外国の艦船あるいは自衛隊の艦船でもいつでも利用できるという安全保障上のメリットというかそういうことを考えて、国もこういった全国の港湾だとか空港だとかこういったものの整備だよと、こういうふうを考えているのではないかと我々は思うんだよね。
- ・ そして、まして今ウクライナの問題もそうだし、それから北朝鮮だとか中国だとかそういった外国の紛争やあるいは緊迫した状態が実際にあって、そしてなおかつ、そういった方針、考え方に基づいて空港なり港湾を整備していくということになると、これは今もう本当に敵地攻撃だとかあるいは周辺事態だとかそういうことでこの港からいつ我が国の艦船が出ていくかというようなことになりかねないわけだ。そういった心配をやっぱり市民の皆さんは持っていると思う。この整備そのものはやっぱり市民の不安は払拭できないと思う。私もそういう不安を持っているから。だからそこはやっぱりしっかり不安を解消する——解消は多分できないわけだから市民の理解が得られない場合には、いつも外国艦船のときも申し上げているが市は毅然とした対応をして、例えば函館港は商業港だから港湾の管理者としてはこのことについてはできないと、しっかりお断りをするあるいは考えを伝えるということは必要だと思うけれどもどうか。

#### ○港湾空港部長（木村 喜訓）

- ・ 今、板倉委員から御指摘があった不安感の部分とか、その部分は我々としても受け止めているところであるし、今後そこについては理解を深めていただくということは非常に大切なことだということであるので、そこはやっていきたいと思う。
- ・ やはり10月9日に国としてこの特定空港・港湾の枠組みということで、函館港・空港を候補の対象として検討しているというところでお話があったので、まずはその制度というところを協議する、そして皆さんにも

知っていただく、その中でいろんな御意見をいただく中で判断をしていくというようなプロセスになると思うけれども、今現段階で何かが決まっているとかそういう状況ではない。これも議会のほうもそうだし、関係者の方、こういうところにも少しでも理解していただく、そこから議論をしていくというプロセスになるんだと今考えている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 押し問答になるだろうから、言っていることに対して理解できるような答弁があるとは思っていないけれども、利用していただくのは結構だ。結構だと言ったら変だが、利用することを駄目だというふうに拒否しているわけではないのだが。利用するだけだったら別に何も特定港湾や特定空港に指定しなくていいのではないのか。来て利用していただければ結構なわけだから、そういうことではなくて、改めて函館の港あるいは空港をこれに指定して整備しよう、そこの裏というかその深い目的というか、そこがやっぱりあるのではないかと我々は考える。そこを払拭するのは、これは説明してもなかなか難しいと思う。私は反対に、だから市としては市民の反対があったらしっかりとそのことを国に申し上げることが必要だと思う。
- ・ 先ほどのお答えでは、まず関係者への説明をすると。空港であれば空港周辺の町会の皆さんとかそういう方々、それから港湾のほうであれば利用促進協議会ということである。実際に利用されている方や周辺の方はどうお答えになるのかあるいはどういう考えを示されるのか分からないけれども、やっぱり一番心配しているのは普通の市民の方、そこを利用されているばかりではなくて、今みたいにいろんな戦争や紛争が起きているわけで、市民の方が特定空港・港湾に指定されたらどういうことだと、こういう不安を持っているわけだから、その不安をしっかりと聞いてそれを国にお伝えすると。聞いて説得をするということではなくて反対があったら市として一定の考えを決めて反対なら反対だと言うべきだと私は思う。
- ・ この別添には、確かにこれだけ読めば周辺の武力攻撃事態とかそういうものは除くと書かれているけれども、しかし実際にこの指定の考え方についてはそういう意図があってやっているわけだから、そこはしっかりと市も受け止めて考えていかなければならないと思う。そのことだけ申し上げておく。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ いろいろ市の考えが出て、今時点での考えとかも確認した。
- ・ 資料配付されて私もQ&Aをすぐチェックして、私たちは市民の代表なので、市民としたら、今板倉委員から出たが、有事についてすぐ考えてしまう。今この近隣諸国のロシアまた北朝鮮との緊張だとか考えるとタイミングが悪いなと思ったけれど、すぐにそういうふうに考えがちである。しかし平素における空港・港湾の利用を対象としたもので武力攻撃事態のような有事の利用対象とするものではないというところを何回も確認をして今日の委員会に臨んだ。質疑応答を聞いてそれもすっかり確認した。ただ今日こうやって資料配付もされた。報道、新聞に例えばこのニュースが出たとする。そういったときに一方的な理解の中で市のほうにたくさん電話が入ったりしたらその対応についてどうするのか。ちょっと確認しておく。

#### ○港湾空港部長（木村 喜訓）

- ・ 先ほど課長からも答弁したけれども関係者への説明というのをなるべく早い段階でやりたいと思っている。やはりそこには説明する内容、材料こういうものが必要であるし、今日もそういうことをお話するというところで開催していただいたけれども、やはりその問合わせがあるということになると我々のほうに最初は来るといえることがあると思うが、そこには対応していきたいと思うし、今思いとすると、早く関係するところに御説

明する、そして繰り返しになるが理解を深めてもらうというところが大切なのかなと思っている。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ あと一点だけ確認である。配付資料に8空港、20港湾がすでに明記されている。さっきもちょっと話をされていたが、既に実施されているこの8空港また20港湾について把握していることをもう少し丁寧に聞いておきたいと思う。

#### ○港湾空港部長（木村 喜訓）

- ・ ちょっと全国を確認するというのは難しいところであったが、どこというところは今申し上げないけれども、例えば道内の港湾とか、特に指定後の港湾利用については従前と変わらないというようなところもあったし、一方で自衛隊から数回の港湾利用があったというようなところもあった。自衛隊を誘致しているような港湾もあったりとか、いろんな環境下でいろんな意見があるという中でそういうようなお話を伺っているという事実はある。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 委員の発言でおおよそ分かったわけだが、国土交通省が出している資料で、自衛隊・海上保安庁の活動ニーズの中では申入れの文書と同じような内容が書かれているわけであるが、その下に海上保安庁と自衛隊の活動については、自衛隊は航空優勢を確保し我が国に進行する部隊の接見・上陸を阻止すると。状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開また国民保護を実施ということで、整備の内容が総合的な防衛態勢の強化に資する取組、公共インフラの整備という中にこういうふうに書いている。したがって自衛隊がそういう訓練も含めてそういうのに使いたいということは明らかだと思うんだよね。
- ・ 先ほどの質問の中でも港・空港の利便性の確保ということで、申入れの中には滑走路延長とかエプロンの整備それから岸壁整備、航路の整備というのが載っていたが、専ら自衛隊と海上保安庁の便宜を図るということが中心だと。そのためのインフラ整備だというふうに思う。結果として民間が使う場合はそれは利用しやすくなるという側面もあるかもしれないけれども、防衛省や海上保安庁が整備するのは、自分たちが利用しやすいように整備するのではないかと思われる。
- ・ 航路の整備とあるが、これはどういう内容か。

#### ○港湾空港部港湾課長（廣田 洋司）

- ・ 函館港でいうと、しゅんせつの整備とか、そういうものを指すものだと思う。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ そしたらそれもやっぱり自衛艦が入りやすいとかということが、専ら目的でないかと思うんだよね。
- ・ 先ほどの確認でいろいろ分かったこともあるが、今月の23日から来月にかけて全国で米軍と自衛隊の訓練が行われている真っ最中だと思うんだけどね。それに対してロシア政府が非常に抗議して、自分たちも対抗するために防衛力を強めるということを日本の大使館に申し入れられたということで、非常に緊張が高まる自衛隊と米軍一緒になった訓練が実際に今行われているという状況である。新聞報道によれば、苫小牧港と釧路港で自衛隊とアメリカの部隊が輸送されたという報道もされている。これは米軍の人が乗っている部隊も苫小牧や釧路で受け入れているということで、これは米軍の部隊も含めて利用してもいいというふうになっているのか。

#### ○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）

- ・ まず今回の特定利用空港・港湾の枠組みについて、米軍が参加することはないということで国のほうから説

明は受けている。また今開催されている日米共同の統合実動演習についてだが、国のほうからは今回の演習の実施場所、これについては特定利用空港・港湾の施設とは別に技術的な視点から選定をしていると、演習と特定利用の指定とは無関係であるというような説明を受けている。また苫小牧については直接確認をしていないが、装備の輸送に苫小牧港が使われているということは聞いている。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると苫小牧港と釧路港には別な法律か何かで米軍と一緒に部隊が輸送されていると解釈するというとか、今回国が示している特定利用空港・港湾ではなくて、別な法律か閣議決定かそういうものに基づいてやっているということか。

#### ○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）

- ・ 日米共同演習で港湾の利用をしているということについては、今回の特定利用空港・港湾の枠組みとは全く関係がないということでお聞きしており、これは港湾法なり、例えば弾薬と危険物を輸送する場合であれば港則法であったり船舶安全法であったり、こういったものに基づいて行われていると考えている。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 先ほどの質問の中で、南西諸島を中心に一番緊迫しているということでその動きが非常に大きいというような発言もあったが、報道によれば、新石垣空港では10月13日にアメリカ海兵隊のKC130輸送機が飛来するというので、民間空港に実際に米軍の軍用機が飛来したということもある。この特定利用空港とか港湾でないのであれば、それは何の法律に基づいてやっているのか、あるいは閣議決定やっているのか、それはどうなのか。

#### ○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）

- ・ 今の日米共同統合演習での航空機また船舶の利用について、どの法律に基づいて行っているかというのはちょっと承知をしていないので申し訳ない。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ そういう危険性もあるということを我々は心に留めておかなければ、民間空港がそういうふうに使われ始めているということは間違いないからね。そして理由、何に基づいてそういうふうになっているかということは、ぜひ調査しておいて後で教えていただければありがたいと思う。
- ・ 先ほど板倉委員がおっしゃったのは、米艦船とか外国軍艦に対するチェックは函館方式に基づいて核を積んでいるかどうかというのはやっているということで、もしそういう事態になればやはりきちんとそれに基づいて、一方的な国の政策によって艦船を入港させるということのないように、自治体の権限をぜひ活用してほしいと思う。
- ・ 両方の確認事項の文章の中で、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除くとある。これはこういう場合どういう法律に基づいていくのか。

#### ○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）

- ・ 国の公表資料によると、あくまで今回の取組、枠組みというものは、平素における空港・港湾の利用を対象としたというものであり、今お話のあった武力攻撃事態また武力攻撃予測事態、こういった場合における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定されている武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律、いわゆる特定公共施設利用法に基づき行われると説明を受けている。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ それはいわゆる安保法制と言われているものか。（「しっかり答えて、大事なところだから」の声あり）

**○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）**

- ・ 申し訳ない、安保法制と呼ばれるものかどうかについては現状承知していない。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ ここに書かれている文章でそういう内容があるのであれば、それをきちんと調べて質問されても答弁できるようにぜひ用意しておいてもらいたいと思う。
- ・ 今年の6月の地方自治法の改正では、そういう武力交渉あるいはその怖れのある場合は港湾等を使わせるということが決められて法律が通って9月から施行されているけれど、もうだからいろんな多岐にわたる安保法制もあるし、それから地方自治法の改正もあるし閣議決定もあるということだから、これらをよく整理してどういう場合に自治体が了承して港や空港を貸さなくては駄目なのかということを中心に整理しておいてほしい。それでないと何に基づいて——最近閣議決定に基づいて法律を変えなくてもどんどんやられるということが非常に多いと思うので、そこは十分整理して次回以降きちんと提案してほしいし、私も資料として今後要望していきたいと思う。

**○荒木 明美委員**

- ・ ちょっとこまいことになってしまうけれど、自衛隊の訓練の頻度が年数回程度というお答えだった。これは例えば民間機が離発着する前後とか、要は日常的に飛んでいる時間を避けてやるのか、その辺の話があったかどうか伺う。

**○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）**

- ・ 函館空港については国の管理であって、市のほうでは許可権限がないので、我々が事前調整するというような場面はないけれども、国のほうからは年に10回程度偵察機等の離発着訓練なども実施していると伺っており、これは当然民間利用を優先した訓練になるのでそういった調整は行っていると考えている。

**○荒木 明美委員**

- ・ それは何か市のほうで要望するとか、この時間帯は避けてくれとかということは、言える権限がないというか、言えないということか。

**○港湾空港部管理課長（小林 祐樹）**

- ・ 言える権限というものは法的にはないと思うけれども、そのあたりを我々も所在地の自治体であるので、空港や国土交通省なりと調整を行うことができる、意見を申し上げることはできると考えている。

**○荒木 明美委員**

- ・ 分かった。この話が来てまだ日もないので、おそらくこれからもっと細かいところも詰めていかれると思うが、今まで紺谷委員とか他の委員とのやりとりを聞いていて、私は国のQ&Aの中の取組全般の9つ目の質問で、これは別添1にも書いてあることと同じことだが、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合云々ということを書いていて、このアンサーで、例えば災害時における救援部隊の派遣が必要な場合、これは理解できるが、例えば弾道ミサイル対処を想定しているとあると、素人なので詳しいことは分からないけれど、もし北朝鮮とかから弾道ミサイルが飛んできて、確かに北海道付近には最近落ちていることもあるので函館まで想定して、今は函館の駐屯地でもPACK-3だったか迎撃ミサイルとかも配備しているので、なぜ函館空港が

必要になるのかなというところに疑問を感じたり、そういう細かいところでおそらく市民の方も不安を感じる部分があるのではないかと思うので、またこういう機会があったらというかそれまでに、あと市民の方に説明する機会があったら細かいところまで想定していただければありがたいと思う。

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 他に御発言あるか。（なし）
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 理事者は御退室願う。

（港湾空港部 退室）

- ・ その他、本件について各委員から何か御発言あるか。

**○池亀 睦子委員**

- ・ 1回説明を聞いただけではね、3月が回答のリミットだけど。いろんなところに説明するとか言っているの  
で、途中経過について、その辺はやっぱりもう一度きちっと報告を受けたほうがいいのではないか。

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 正副で協議して適切な時期を見計らって調整しながら打合わせしたいと思うので御理解願う。

**○池亀 睦子委員**

- ・ 何もなければ正副でいいと思うけど、ちょっと心配である。

**○紺谷 克孝委員**

- ・ 良い悪いと回答が求められているから、回答をこういうふうにしたいということがある程度固まった時期ぐ  
らいにね。

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 状況に合わせて対応して正副で打合せする。

**○池亀 睦子委員**

- ・ 今日聞いてだいぶ理解することはできた。

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 議題終結宣告

---

2 その他

**○委員長（山口 勝彦）**

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後4時13分散会